

選考委員会規程

(総 則)

第1条 一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会（以下「当協会」という。）に設置された、選考委員会（以下「委員会」という。）に関する事項を定める。

(審議・所管事項)

第2条 委員会は、デフビーチバレーボール競技に関するデフリンピック等国際競技大会に参加する代表参加選手の選考について審議、決定する。

(委 員)

第3条 委員会に、つぎの委員を置く。

委員長 1名 委員 5名以内

2 委員長には、代表理事が就任する。

3 選手選考委員は、つぎの各号の一に該当する者の中から選任し、社員総会の議決により、代表理事が委嘱する。

(1) 本協会理事

(2) 代表選手経験者

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が召集して、議長となり進行する。

2 委員会の議事は、委員長及び委員の合意により決定する。

第6条 事務局長は、会議に出席して意見を述べることができる。

2 委員長が必要と認めたときは、会議に参考人の出席を求め、その意見を徴することができる。

(選考基準)

第7条 選考基準は、全日本ろうあ連盟スポーツ委員会の編成方針に従い、その都度委員会が定め事前に広く開示する。

(権利保護)

本協会は、以下のとおり、選手等の肖像権等を適切に取り扱い、選手等の権利保護に努める。

(1) 本協会は、デフビーチバレーボール競技の普及及び振興を図る目的のため、選手等の肖像権等を使用するものとする。

(2) 本協会は、選手等から委託を受けた肖像権等を適切に管理するとともに、その肖像権等を保護する。

（３）本協会は、第三者に対して選手等の肖像権等の使用を許諾し、その対価として肖像使用料を受け取った場合、選手等に還元する場合を除き、本協会の選手強化費に充てるなど、デフビーチバレーボール競技の普及及び振興の目的のためにのみ使用する。

（不服申し立て）

第 9 条 本委員会の選手選考決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

（規程の改廃）

第 10 条 本規程の改廃は、社員総会の決議により行う。

附 則

選考委員会規程は、2021 年 12 月 1 日より施行する。